

# 特定秘密の保護に関する法律 Q&A

平成25年12月27日  
内閣官房  
特定秘密保護法施行準備室

## Q1. 特定秘密保護法とは何ですか？

**A.** 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、**国と国民の安全を確保**することを目的とするものです。

この法律は、我が国の安全保障に関する情報の中で特に秘匿することが必要なものを保護するため、特定秘密の指定や解除、特定秘密の漏えいを防止するための適性評価や罰則、そして、本法の適正な運用を図るためのルール等について定めています。

## Q2. なぜ、今、特定秘密保護法が必要なのですか？

**A.** 現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、非常に厳しい状況にあります。また、アルジェリアでのテロ事件を始め、国際テロ情勢も緊迫しています。

こうした状況に対応するためには、的確に情報収集を行い、収集した情報を基に迅速かつ適切な判断を行うことが重要です。これには、関係国からこれまで以上に質の高い情報を得ることが前提となります。

そのためには、一日も早く、**我が国の情報保全体制を関係国から信頼に足るもの**とし、機微な情報の提供を受けられるようにする必要があります。

また、先般発足した**国家安全保障会議の審議をより効果的かつ効率的に行う**ためにも、秘密保護に関する共通ルールを整備し、安全保障上の秘密情報を統一的に取り扱うためのスキームを確立する必要があります。

## Q3. 特定秘密保護法によって何が変わるのでしょうか？

**A.** この法律によって、**秘密の保護に関する全省庁共通のルール**が明確に定められます。

これによって、諸外国との間や政府内での情報交換が促進され、**我が国の安全保障にとって有益な情報が共有・活用**されます。

また、これまでより、秘密指定の要件が明確化され、かつ、外部の有識者や国会の関与を含めた管理体制が確立されることから、行政機関における秘密の取扱いに**客観性と透明性**が高まります。

## Q4. どんな情報が特定秘密として指定されるのですか？

**A.** 特定秘密は、我が国の安全保障に関わる**4分野**(注)であって、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報(※このQ&Aの後ろに添付された表をご覧ください。)に限って、大臣等の行政機関の長が指定し、かつ、その指定は、**第三者である外部有識者の会議の意見を反映させた基準**に従って行われます。

具体的には、「自衛隊の保有する武器の性能」や「重大テロが発生した場合の対応要領」等、**国及び国民の安全にかかわる重要な情報**が特定秘密に指定されます。

なぜ、こうした情報が特定秘密に指定され厳格に保護されなければならないかという、例えば、テロを行おうとする者に対応要領が漏えいした場合、当然ながら当該対応要領への対策が講じられ、**国民への被害がより一層拡大する可能性**があるからです。

- (注) [ ①防衛  
②外交  
③特定有害活動(いわゆるスパイ行為等)の防止  
④テロリズムの防止 ]

## Q5. 今よりも秘密の範囲が広がるのではありませんか？

**A.** 国家公務員法等において秘密とされる情報のうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものを特定秘密として指定します。

従来の**秘密の範囲を拡大するものではありません。**

## Q6. 民間の企業や研究機関、大学が持っている情報も特定秘密に指定されますか？

**A.** 民間の企業や研究機関、大学が持っている情報は、**特定秘密の指定の対象となりません。**

**Q7. 原発事故やTPP交渉に関する情報も特定秘密に指定されますか？**

**A.** 原発事故やTPP交渉に関する情報は、本法の別表のいずれにも該当せず、**特定秘密の指定の対象となりません。**

**Q8. 恣意的な秘密指定や有効期間の延長が行われませんか？**

**A.** 特定秘密は、**法律の別表に限定列挙された事項**に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が指定を行い、かつ、その指定は、**第三者である外部有識者の会議の意見を反映させた基準**に従って行います。

また、特定秘密の指定が基準に従って行われていることを確保するため、**内閣総理大臣**が、大臣等の行政機関の長に対し**改善すべき旨の指示**をします。

さらに、特定秘密の指定等の実施状況について、毎年、外部有識者の会議や国会に報告し、**定期的に本法の運用状況をチェックできる仕組み**を設けています。

これ以外にも、内閣府に、各行政機関による**個別の特定秘密の指定等を検証・監察し、不適切なものについては是正を求める組織**を設置します。

このように、本法は、適正な運用を図るため、**二重三重の重層的な仕組み**を設けています。

施行までの期間、これらの仕組みが真に機能を発揮するよう、**検討を更に進めます。**

**Q9.** 指定の有効期間が無制限に延長されるおそれはないですか？

**A.** 本法は、「指定の有効期間は、**通じて30年を超えることができない**」と明記し、30年を超えて延長する場合には、理由を示して**内閣の承認**を得る必要があります。

なお、暗号や人的情報源に関する情報など、法律に限定列挙する**極めて例外な情報**を除き、指定期間が**60年**を超えた場合には、**自動的に指定が解除**されます。

**Q10.** 指定の要件を満たしていれば、30年を超える延長も簡単にできるのではないのでしょうか？

**A.** 30年を超える指定の延長には、大臣等の行政機関の長による判断だけではなく、**内閣の承認**が必要となります。

なお、30年を超える指定の延長について、内閣の承認がなされるのは、基本的に、暗号や人的情報源などの**例外的な情報に限られ**ます。

**Q11.** 特定秘密に指定されると、どうなりますか？

また、国民が知らないうちに特定秘密を入手していることはあり得ますか？

**A.** 特定秘密を記録した文書は、「**特定秘密**」という**表示**がされ、それ以外のものと区別されて厳格に管理されます。

また、特定秘密の提供を受ける者は、行政機関や契約業者に限られるため、一般市民が知らない間に、特定秘密を入手することは**基本的にあり得ません**。

また、万が一、公務員等による情報漏えいによって、一般市民が知らない間に特定秘密を知ったとしても、**処罰されることはありません**。

## Q12. 適性評価とは、どのような制度ですか？

A. 適性評価とは、特定秘密を漏らすおそれの有無を判断する制度です。

適性評価を受け、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員は、特定秘密を取り扱うことができます。

## Q13. 適性評価により、プライバシーが侵害されませんか？

A. 適性評価の実施に当たっては、評価対象者の明示的な同意を必要とし、かつ、調査事項(注)を法定していることから、法定された調査事項以外の個人情報を収集することはありません。

(注)①特定有害活動及びテロリズムとの関係 ⑤精神疾患  
②犯罪及び懲戒の経歴 ⑥飲酒についての節度  
③情報の取扱いに係る非違の経歴 ⑦信用状態その他の経済的な状況  
④薬物の濫用及び影響

## Q14. 公務員以外の民間企業の職員も広く適性評価の対象となるではありませんか？

A. 民間企業の職員が適性評価の対象となるのは、防衛装備品を製作等する業者が、行政機関と契約し、特定秘密の提供を受けたときのみです。

また、当該業者においても、特定秘密を取り扱う職員の範囲を明確に定めます。適性評価の対象となるのは、限られた範囲の人です。

## Q15. 家族や親戚、恋人や友人まで、調査対象となるのですか？

A. 評価対象者の家族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子)と同居人については、評価対象者本人の調査を補完するため、氏名、生年月日、住所及び国籍に限り調査します。

恋人や友人であるということだけでは調査対象にはなりません。

## Q16. 熱心に取材を行う報道機関が処罰されませんか？

**A.** 公務員に根気強く執拗に説得・要請を続けた場合でも、報道機関による通常の取材行為は**処罰対象とはなりません**。

このことは、「報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為」であるとされている最高裁決定(外務省秘密漏えい事件最高裁決定(昭和53年5月31日))からも明らかです。

また、本法では、この最高裁決定の趣旨を踏まえ、**報道機関の通常の取材行為は、正当業務行為に該当する旨を規定し、処罰対象としないことを明確にしています**。

## Q17. 広く国民が処罰の対象となるのではありませんか？

**A.** 本法は、特定秘密を取り扱う公務員や、特定秘密の提供を受けてこれを取り扱う契約業者の従業者等が、特定秘密を漏えいした場合の罰則を規定しています。

これら公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国等の利益を図る目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等をそそのかして特定秘密を漏えいさせた場合等に限られます。そして、この場合には、**特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があります**。

したがって、例えば、**外国情報機関等に協力し、特定秘密を敢えて入手したような例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の方が本法により処罰対象となることはありません**。

### 第1号(防衛に関する事項)

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途

### 第2号(外交に関する事項)

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

### 第3号(特定有害活動の防止に関する事項)

- イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

### 第4号(テロリズムの防止に関する事項)

- イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号